未来につなぐ食育倶楽部「食育仕事人」活動要領

1 趣 旨

食育仕事人は、近畿地域で体験学習等の食育実践に取り組む者の「体験学習の指導者がいない」等の要請に応えて、食育の様々な分野における実践経験が豊富な方や専門家を登録し、必要とされるところに紹介すること等により、地域における食育実践上の課題解決に資するものとする。

2 活 動

活動内容は下記のとおりとする。(その他、必要に応じて追加するものとする。)

分 野	活動内容	
	食生活と栄養・健康に関する指導、講話等	
①食生活の改善、栄養・健康	√ 例:望ましい食生活の形成に向けた講話)
	生活習慣病の予防に関する講話	
	「手軽に作れる朝ごはんの作り方教室 など」)
	農林漁業体験や、農産物加工体験の指導や講話	
②農林水産物の生産・加工等	√例∶米、野菜等の栽培指導やほ場・施設見学	
	水田の動植物観察	
	地元産果実のジャムづくり など・	ノ
	食品の製造・加工・流通についての講話、視察受入等	
③食品の製造・加工・流通等	ぐ例∶市場、工場、店舗等の見学受入れ)
	食品の流通システムに関する講話	
	└ 食品残さのリサイクルについての講話 など	ノ
	郷土料理・伝統食等の調理等の指導	
④郷土料理・伝統食等の食文化	←例:地域の伝統的な食文化や食材についての講話	
	親子料理教室、子ども料理教室	
	旬の食材、地域食材を使った料理教室 など	ノ
⑤その他	体験学習実践者による実践上のノウハウの提供、	
	視察の受入れなど	

3 要 件

食育仕事人は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 未来につなぐ食育倶楽部の会員であり、且つ、活動要領の趣旨を理解する者。
- (2) 食育仕事人の「企業・団体名」又は「個人氏名」、「希望活動分野」等を整理した「食育仕事人名簿」を、未来につなぐ食育倶楽部ホームページなどでの公開に同意する者。

4 登 録

食育仕事人への登録を希望する者は、別紙「食育仕事人登録申込書」により、未来につなぐ食育倶楽部事務局に申込みをするものとする。

申込み内容について、要件に合致した場合には、食育仕事人名簿に掲載しホームページ等で公開する。

登録者から登録の抹消の申し出があった場合又は、要件に合致しない事実が確認された場合には登録を抹消する。

5 紹 介

食育仕事人への支援を希望する場合、依頼者は、入力フォームに依頼に関する必要事項を 入力の上、事務局に送信する。事務局は、その依頼内容を食育仕事人に連絡し、調整した上 で、依頼者に紹介する。